## 岩手県告示第60号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。 平成21年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立ての免許をした年月日 平成21年1月16日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称
  - (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
  - (2) 名称 岩手県
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 岩手県大船渡市赤崎町字山口165番4、165番1及び173番の地先公有水面
  - (2) 区域 次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位 (D. L. +1.31 メートル) における公有水面と陸地との境界線、③の地点から⑥の地点までを結ぶ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ昭和62年 6月16日付け岩手県指令港第78号の免許に係わる埋立区域と公有水面との境界線(D. L. +1.30メートル)により囲まれた区域。 ①の地点 四等三角点大船渡港(北緯39度03分54秒3876、東経141度43分29秒8773)から100度39分04秒1,196.93メートルの地点
    - ②の地点 ①の地点から261度20分50秒8.53メートルの地点
    - ③の地点 ②の地点から351度20分50秒50.00メートルの地点
    - ④の地点 ③の地点から81度20分50秒22.02メートルの地点
    - ⑤の地点 ④の地点から183度26分25秒23.08メートルの地点
    - ⑥の地点 ⑤の地点から91度08分23秒6.52メートルの地点
  - (3) 面積 887.82平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置 岩手県大船渡市赤崎町字山口165番4、165番1、173番及び84番4の地先公有水面
  - (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑨'の地点を結んだ線により囲まれた区域
    - ①'の地点 四等三角点大船渡港(北緯39度03分54秒3876、東経141度43分29秒8773)から103度05分26秒1,203.07メートルの地点
      - ②'の地点 ①'の地点から261度20分50秒60.85メートルの地点
      - ③'の地点 ②'の地点から351度20分50秒126.08メートルの地点
      - ④ の地点 ③ の地点から83度15分29秒61.09メートルの地点
      - ⑤'の地点 ④'の地点から128度15分59秒8.28メートルの地点
      - ⑥'の地点 ⑤'の地点から81度20分50秒31.93メートルの地点
      - ⑦'の地点 ⑥'の地点から169度40分12秒18.46メートルの地点
      - ⑧ の地点 ⑦ の地点から92度04分05秒7.98メートルの地点
      - ⑨'の地点 ⑧'の地点から184度03分16秒32.13メートルの地点
  - (3) 面積 11,035.01平方メートル
- 5 埋立地の用途 係留施設用地